

# 岐阜県公報

第二千九百五十五号  
平成三十年六月十五日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

### 告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定  
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

指定医療機関の廃止の届出

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

指定介護機関の所在地の変更の届出

指定介護機関の名称の変更の届出

指定介護機関の廃止の届出

保安林の解除をしようとする旨の通知

保安林に指定する予定

保安林の指定

### 訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

### 公 示

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 三八五

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

公共測量の実施

警備員指導教育責任者講習の実施

(商業・金融課) 三八五

(用地課) 三八五

(生活安全総務課) 三八六

(人 事 課) 三八四

(下呂農林事務所) 三八四

(郡上農林事務所) 三八三

(治 山 課) 三八三

(同) 三八三

(同) 三八二

(同) 三八一

(同) 三八一

(同) 三八〇

(同) 三八〇

(地域福祉課) 三八〇

(生活衛生課) 三七八

(同) 三七八

(同) 三七八

(人 事 課) 三七八

(同) 三七八

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「製菓衛生師試験委員」を「製菓衛生師試験委員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部十七の項第四号中、「当該」を「当該」に改め、同項第五号中「営業者」を「営業者」に改め、同項第十号中「規定により旅館を営業する者から」を「規定による旅館業を営む者からの」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「旅館の営業」

を「旅館業」に、「営業の停止」を「旅館業の全部若しくは一部の停止」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第七条の二」を「第七条の二第一項及び第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

9 法第七条の二第三項の規定により旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、旅館業の停止その他必要な措置を命ずること。

別表第三保健所長の部十七の項第六号中「第七条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に、「営業」を「旅館業」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

6 法第六条第一項の規定により宿泊者名簿の提出を要求すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条の表生活衛生課の部に次のように加える。

岐阜県住宅宿泊事業審議会	岐阜県住宅宿泊事業条例（平成三十年岐阜県条例第三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
--------------	---

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県旅館業法施行細則（昭和三十六年岐阜県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（営業者の措置）

第二条 条例第四号第九号の規則で定める措置は、おおむね次のとおりとする。

一 浴槽水は、新たな湯水を補給すること又は循環ろ過をすることにより、常に清浄を保つこと。

二 浴槽水は、毎日換水し、浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過装置を使用している浴槽水は、一週間に一回以上完全に換水し、浴槽を清掃し、及び消毒すること。

三 循環ろ過装置を使用している浴槽水は、一年に一回以上水質検査を実施し、維持管理が適正になされていることを確認すること。

四 飲用に適していることが明らかでない水以外の水を飲用に用いる場合は、一年に一回以上水質検査を実施するほか、色、濁り、臭い及び味について異常のないことを毎日確認すること。

五 循環ろ過装置は、一週間に一回以上消毒すること。

六 旅館業の用に供されている施設及びその附属設備の維持管理の状況を記録し、第二号及び第四号の規定により実施した検査の結果とともに三年以上保存すること。

（構造設備の基準）

第三条 条例第六号第一項第五号の規則で定める構造設備は、おおむね次に掲げる基準に適合するものとする。

一 客室の窓は、十分な大きさを有し、かつ、直接外気に面すること。

二 客室の扉には、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）が自由に開閉することができなくなる装置を設けないこと。

三 入浴設備の内部（脱衣場を含む。）が当該入浴設備の外から見通すことができない構造であること。

四 共同の入浴設備にあつては、適当な広さの脱衣室を有すること。

五 浴槽に常時十分な量の新たな湯水を補給できない場合は、一時間当たりのろ過能力が当該浴槽の容量以上である循環ろ過装置を設置すること。

六 循環ろ過装置を設置した浴槽には、ヘアキャッチャー（毛髪等の汚物を除去する槽をいう。）を設置すること。

七 原水及び原湯の浴槽への注入口は、浴槽水が逆流しない構造であること。

八 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水と混じらない構造とすること。

九 飲用に適していることが明らかでない水以外の水を入浴用、飲用等に用いる場合は、必要に応じてろ過器、消毒設備その他の浄化装置を設けること。

十 便所は、自家用と区分し、手洗器を設けてあること。

十一 玄関帳場又はフロントを設置する場合は、次に掲げる基準に適合すること。  
イ 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者等の全てが通過する場所に設けられていること。

ロ 囲い、カーテン等宿泊者等との面接を妨げる設備が設けられていないこと。

2 条例第六号第二項第一号の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。  
一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。

二 法第六号第一項の宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

3 条例第六号第二項第二号の規則で定める構造設備は、第一項第一号から第十号までに掲げる基準に適合するものとする。

4 条例第六号第三項に規定する規則で定める構造設備の基準は、第一項各号（第二号及び第十一号を除く。）に掲げる基準に適合することとする。

第四条を削る。

第五条の見出しを「構造設備基準の特例」に改め、同条中「の各号」の一に該当する「を」に掲げる「に改め、同条を第四条とする。」

別記第一号様式中「ホトリ」を「ホトリ」に改め、別記第二号様式中「ホトリ」を「ホトリ」とし、内外壁から見通すことのできない構造及び「ホトリ」に面し、床面積の10分の1以上の有効面積を有する」を削る。

告示 二六

別記第三号様式中「ホテル営業 旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。  
 別記第四号様式中「ホテル営業 旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に  
 別記第六号様式及び別記第七号様式中「ホテル・旅館」を「旅館・ホテル」に改める。  
 附則  
 この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

岐阜県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

名称 所在地 指定年月日  
 はたのクリニク 可児市下切三八〇八一 平成三〇・四・一  
 たかだアレリギーとこ 多治見市白山町五五一 同

なごやかクリニク 羽島郡岐南町三宅二一六九 同  
 虹いろ在宅ケアクリニク 恵那市大井町一三四八二 同  
 多田ごどもクリニク 関市東貨上八 同  
 ワイワイデンタルクリニク 下呂市森二二三一一 同  
 V・drug池田調剤薬局 揖斐郡池田町本郷九一七一 同  
 スマイル天満薬局 高山市天満町四六〇二 平成三〇・五・一

岐阜県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定期日
医療法人社団大誠会	大垣市新田町二一四	訪問看護ステーション等	瑞穂市本田一六六	平成三〇・四・一

岐阜県告示第三百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	地	廃止年月日
----	-----	---	-------

奥野医院	可児市下切三八〇八一	同	平成三〇・三・三一
------	------------	---	-----------

なごやかクリニク	羽島郡岐南町三宅二一〇六	同	同
----------	--------------	---	---

兼村こどもクリニック	関市東賀上八	同	同
------------	--------	---	---

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
-------------	---------------------	---------	-------------	--------------	-------

中部薬品株式会社	多治見市高根町四丁目二九番地	居宅療養管理指導	V・drug 高山南薬局	高山市石浦町二一八	平成三〇・二・一
----------	----------------	----------	--------------	-----------	----------

中部薬品株式会社	多治見市高根町四丁目二九番地	介護予防居宅療養管理指導	V・drug 高山南薬局	高山市石浦町二一八	同
----------	----------------	--------------	--------------	-----------	---

郡上市市長	郡上市八幡町島谷三二八番地	通所リハビリテーション	県北西部地域医療センター 国保白鳥病院	郡上市白鳥町為真二二〇五番地一	平成三〇・四・一
-------	---------------	-------------	---------------------	-----------------	----------

山県市社会福祉協議会	山県市岩佐一一七七番地一	介護予防通所介護	山県市社協デイサービスセンター やすらぎ	山県市岩佐一一七七番地一	平成三〇・五・一
------------	--------------	----------	----------------------	--------------	----------

岐阜県告示第三百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

岐阜県告示第三百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	所在地	指定年月日
-------------	-----	-------

高山市石浦町二一八	高山市石浦町二一八	平成三〇・二・一
-----------	-----------	----------

高山市石浦町二一八	高山市石浦町二一八	同
-----------	-----------	---

郡上市白鳥町為真二二〇五番地一	郡上市白鳥町為真二二〇五番地一	平成三〇・四・一
-----------------	-----------------	----------

山県市岩佐一一七七番地一	山県市岩佐一一七七番地一	平成三〇・五・一
--------------	--------------	----------

定介護機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

有限会社 幸の風

新 安八郡輪之内町大藪五八五番地の三  
旧 安八郡輪之内町榎俣一四一五番地

訪問入浴介護

幸の風指定訪問入浴介護事業所

新 安八郡輪之内町大藪五八五番地の三  
旧 安八郡輪之内町榎俣一四一五番地

平成三〇・四・一

岐阜県告示第三百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国

残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。  
平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

郡 上 市 長

郡上市八幡町島谷三二八番地

訪問介護

新 県北西部地域医療センター 国保白鳥病院  
旧 郡上市国保白鳥病院

郡上市白鳥町為真二二〇五番地一

平成二七・四・一

郡 上 市 長

郡上市八幡町島谷三二八番地

訪問看護

旧 郡上市国保白鳥病院  
新 県北西部地域医療センター 国保白鳥病院

郡上市白鳥町為真二二〇五番地一

同

郡 上 市 長

郡上市八幡町島谷三二八番地

訪問リハビリテーション

新 県北西部地域医療センター 国保白鳥病院  
旧 郡上市国保白鳥病院

郡上市白鳥町為真二二〇五番地一

同

郡 上 市 長

郡上市八幡町島谷三二八番地

居宅療養管理指導

新 県北西部地域医療センター 国保白鳥病院  
旧 郡上市国保白鳥病院

郡上市白鳥町為真二二〇五番地一

同

郡 上 市 長

郡上市八幡町島谷三二八番地

介護予防通所リハビリテーション

新 県北西部地域医療センター 国保白鳥病院  
旧 郡上市国保白鳥病院

郡上市白鳥町為真二二〇五番地一

同

郡 上 市 長 八 番 地 八 番 地 八 番 地  
 訪問看護

新 県北西部地域医療セ  
 ンター国保白鳥病院  
 旧 郡上市国保白鳥病院

郡上市白鳥町為真二二  
 同  
 ○五番地一

岐阜県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。  
 平成三十年六月十五日  
 岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称  
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

社会福祉法人恵和会  
 二番地三八  
 社会福祉法人恵和会  
 二番地三八  
 社会福祉法人恵和会  
 二番地三八

通所型サービス（みなし）  
 介護老人福祉施設  
 通所介護

恵那市長島町永田三八  
 恵那市恵南デイサービスセンター  
 恵那市恵南老人福祉施設  
 日香苑（福祉施設）  
 恵南デイサービスセンター

恵那市山岡町上手向一  
 恵那市三郷町佐々良木一四七〇一  
 恵那市山岡町上手向一四二一

平成二七・三・三一  
 同  
 同

岐阜県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

岐阜県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市大井町字奥戸二六九六の一五三、二六九六の一五四

一 保安林予定森林の所在場所  
 郡上市大和町大間見字大杉八四の二

二 指定の目的  
 落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所  
 下呂市門和佐字名無洞八三の一

二 指定の目的  
 落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十七号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三水道企業課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第二十七条の」を「第二十七条ただし書の規定による」に改め、同欄第二号中「第二十七条の二第一項の」の下に「規定による」を加え、「聴取」を「報告の受付」に改め、同欄第三号中「第二十九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第三十条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「法第四十条第二項の」を削り、同号を同欄第九号とし、同欄第七号中「において」の下に「読み替えて」を、「第二百四十三条の二第八項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第八号とし、同欄第六号中「第三十三条の二」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第七号とし、同欄第五号中「第三十三条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第六号とし、同欄第四号

庁中一般  
 各現地機関



の次に次の一号を加える。

5 法第三十条第七項の規定による決算の要領の公表

別表第三水道企業課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第三十一条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第三十二条第一項の」の下に「規定による」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十年六月十五日から施行する。

岐阜県訓令甲第十八号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十九の項課長専決事項の欄第一号及び第二号を次のように改める。

1 法第六条第一項の規定による宿泊者名簿の提出の要求

2 法第七条第一項及び第二項の規定による報告徴収又は職員による立入検査若しくは質問

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十九の項課長専決事項の欄第二号中「第四条の」の下に「規定による」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十年六月十五日から施行する。

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年六月十五日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）スーパーセンターオークワ多治見店

多治見市幸町八丁目一番 外

二 意見の概要

住民の意見

・ 交通対策について

・ 騒音対策について

・ その他

（届出事項 新設）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

垂井町

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成三十年六月十一日から  
同 年七月五日まで

四 作業地域

不破郡垂井町

警備員指導教育責任者講習の実施

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「規則」という。)第二條の規定により公示する。

平成三十年六月十五日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 実施する講習の区分、実施期間、定員及び手数料

区分	実施期間	定員	手数料
法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の新規取得講習(以下「二号新規取得講習」という。)	平成三十年八月六日(月)から八月十日(金)までの五日間	三〇人	三八、〇〇〇円
法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の追加取得講習(以下「二号追加取得講習」という。)	平成三十年八月九日(木)及び八月十日(金)の二日間	二〇人	一四、〇〇〇円

二 講習時間

午前九時から午後五時まで。ただし、講習最終日においては、修了審査が終了するまでとする。

三 講習場所

岐阜市茜部中島三丁目二〇番地 一般社団法人岐阜県警備業協会 電話(〇五八)二七六 〇七七八

四 受講対象者(受講資格)

1 二号新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

(一) 最近五年間に法第二條第一項第二号に規定する警備業務の区分(以下「二号区分」という。)に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(二号区分に係るものに限る。以下「一級検定」という。)に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(三) 検定規則第四条に規定する二級の検定(二号区分に係るものに限る。以下「二級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上二号区分に係る警備業務に従事しているもの

(四) 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一條第二項に規定する一級の検定(二号区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。)に合格した者

(五) 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(二号区分に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上二号区分に係る警備業務に従事しているもの

2 二号追加取得講習

受講申込みを行う日において、二号区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は規則第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)(の交付を受けている者であつて、四の1の(一)から(五)までのいずれかに該当するもの

五 講習申込手続

1 事前予約

講習の受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行うこと。

(一) 期間

平成三十年七月三日(火)及び七月四日(水)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く)。ただし、事前予約の受付期間中であっても、定員に達したときは、受付を締め切る。

(二) 方法

岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課(予約専用電話〇九〇 一四七七 八二六二)へ電話の上、受講希望の申出を行うこと(予約専用電話以外での予約は、受け付けない。)

2 受講の申込み

1 により予約番号を取得した受講希望者は、六の提出書類を持参の上、次により受講の申込みを行うこと(郵送又は代理人による申込みは、受け付けない。)

(一) 期間

平成三十年七月五日(木)から七月十七日(火)までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(二) 場所

岐阜県内の各警察署生活安全課

(三) 留意事項

事前予約後、(一)の期間内に受講の申込みがない場合又は受講資格を満たしていないことが判明した場合は、受講を認めない。

六 提出書類

1 警備員指導教育責任者講習受講申込書(規則別記様式第一号。以下「受講申込書」といふ。)(一通)

受講申込書には、写真(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)(一枚を貼付すること。

2 四の受講対象者に該当することを疎明する書面

(一) 二号新規取得講習を受講する者

(1) 四の1の(一)に該当する者

最近五年間に二号区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であることを疎明する書面(二号区分の警備業務を行う警備業者等が作成したものに限る。)(及び履歴書

四の1の(二)に該当する者

一級検定に係る合格証明書の写し

(3) 四の1の(三)に該当する者

二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して一年以上二号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面

四の1の(四)に該当する者

旧一級検定に係る検定合格証の写し

(5) 四の1の(五)に該当する者

旧二級検定に係る検定合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上二号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面

(二) 二号追加取得講習を受講する者

(1) 資格者証又は講習修了証明書の写し

(2) 四の2に該当することを疎明する六の2の(一)から(五)までのいずれかの書面

七 手数料の納付方法

受講申込みの際、岐阜県収入証紙により納付(各警察署に備付けの納付書に貼付)すること。

八 その他

1 携行品及び集合時間

筆記具(鉛筆及び消しゴム)を携行し、講習初日の講習開始十五分前までに集合すること。

2 講習修了証明書の交付

修了審査に合格した者に対しては、講習修了証明書を交付する。

3 委託先

本講習は、岐阜市茜部中島三丁目二〇番地所在の一般社団法人岐阜県警備業協会に委託して実施する。

4 講習に関する問合せ先

岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課 電話(〇五八)二七一 二四二四

内線三二六

平成三十年六月十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社